

# 50歳代後半のお客様に対して リタイアプランと年金活用は こうアドバイスする



ここでは、年金に関して様々な悩みを持つ50歳代のお客様に対し、どんなアドバイスが必要となるか、公的年金だけでなく私的年金の活用もまじえて解説する。

## ケース1 悩み

年金が増えるのなら、できるだけ受給開始を繰り下げたい。ただ継続雇用で会社に残るのは65歳まで。どんなことに注意すればいいか？



### こうアドバイス!

## リタイアから年金受給までの生活資金の確保がポイントに

**ま**ずは、ねんきん定期便と今後のキャリアプランをヒアリングして、お客様の年金受給額を試算することから始めたい。

その際には、今回の改正で繰下

げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられることについては必ず触れておこう。

ちなみに、2021年3月末の厚生年金保険(第1号)の受給者

### ケース1・4

## 金坂浩之

FP社会保険労務士事務所Accompany Adviser代表  
社会保険労務士 CFP®

### ケース2

## 望月厚子

社会保険労務士 CFP®

### ケース3・5

## 中村 薫

なごみFP・社労士事務所 社会保険労務士 CFP®

に係る老齢年金の平均年金月額額は14万6145円。これを65歳から70歳まで繰り下げると年金月額額は42%増の約20・7万円、75歳まで繰り下げると84%増の約26・9万円となる。

このように、繰下げによる年金額の試算をする場合には、「何歳まで生きると得」ということよりも、「増額された年金が生涯にわたり何歳になっても受給できる安心感」や、「生活設計がしやすくなる」といったメリットについてしっかりと伝えていくことがポイントだ。

夫婦や65歳以降も働くなど  
注意が必要な場合も

繰下げを行うにあたって、注意が必要な場合もある。1つは夫婦の場合、加給年金や振替加算を考慮する必要があること。

老齢厚生年金の繰下げ期間は加給年金が支給されず、老齢基礎年金の繰下げ期間は振替加算が支給されなくなる。

一方を繰り下げながら、もう一方を受給することは可能であるため、どちらを繰り下げるか検討が必要になるだろう。図表に、年齢差2歳の夫婦のケースを示したので参考にしてほしい。

2つ目は、65歳以降リタイアせずに仕事を続ける場合だ。高年齢者雇用安定法が改正され、企業には70歳までの就業機会を確保するよう努力義務が求められており、65歳以降も働く人は今後増えることが予想される。

ただ在職老齢年金制度による支